

農業機械整備施設

認定申請窓口を設置

ACTIVE KUMIAI

山梨県農業機械商業協同組合(岩間英雄理事長)は、6月29日に臨時総会を開催し、農業機械整備施設認定申請窓口を設置することを決定した。

臨時総会では、山梨県が平成23年5月25日付けで施行した「山梨県農業機械整備施設認定実施要領」について山梨県農政部農業技術課の担



農業機械

当者より説明があり、認定申請書は組合経由で県に提出することとなっていることを受け、今年度の事業計画・収支予算の変更を審議し、原案のとおり可決した。

岩間理事長は、「整備施設の認定に積極的に取り組むことで、施設・技術力の向上を図り、農家の農作業安全と経営の安定化を図りたい。また、これを契機に非組合員への組合加入も勧めたい」と話した。

近年の高性能・複雑化した農業機械の普及や中古農業機械への需要の増加を踏まえ、農作業の安全と農業機械の効率利用を進めるため、整備工場の充実と整備技術の向上が重要になっている。

農業機械整備施設設置基準は、農林水産省が整備工場の充実のために基準として定めており、①小型機械の整備を主に行う小型施設、②中型機械の整備を主に行う中型施設、③大型機械の整備を主に行う大型施設の3種類に整備工場を分類し、それぞれに必要な施設基準(従業員・屋内作業場・車両置

山梨県 第 号

農業機械〇型整備施設

この施設は農林水産省制定の農業機械整備施設設置基準に適合するものである。

山 梨 県

農業機械整備施設の標識

農業機械の整備工場は、この基準に基づき、山梨県の認定を受け、認定を受けた整備工場は、県のホームページに掲載される。

場・機械設備・移動整備車)と、管理基準(整備関係事務事項・整備技術事項・施設及び労務管理事項)となっている。